

紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、都市部など県外における紀州材の販路開拓を行い林業・木材産業の活性化を図るため、本要綱に掲げる要件を満たした木造住宅の新築及び増改築（以下「木造住宅等」という。）に要する紀州材の使用経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 紀州材 和歌山県内の森林で生産され、和歌山県内で製材加工された木材及び木材加工品で、紀州材認証システム実施要綱（平成22年制定）により認証されるものをいう。
- (2) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部が木造であり、紀州材を用いた住宅をいう（非住宅は除く）。
- (3) 既存住宅 建築済みの住宅でまだ人の居住の用に供したことがないもの以外の住宅（その種類（専用住宅、店舗その他の併用住宅等）、建て方（一戸建て、長屋建て、共同住宅等）をいう。
- (4) 新築 建築物のない土地に、新たに建築物を建築することをいう。
- (5) 増改築 既存住宅の建て増しや、既存建物のある敷地への新たな建築、又は、建築物を前述と同様の用途・構造・規模等に建て替えることをいう。
- (6) 建築事業者 建築基準法、建設業法、建築士法及びその他の法令に基づき営業する工務店等をいう。

(補助対象者、補助事業及び補助対象期間等)

第3 この補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）、補助の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の上限額（以下「補助金」）については、次の表のとおりとする。

区分	対象の要件
I 補助対象者	<p>次の（1）から（3）のいずれも満たす者であること。</p> <p>（1）わかやま紀州材利用推進店登録制度実施要領（令和3年制定）により登録を受けたものであること。</p> <p>（2）次に掲げる全ての要件を満たした第4に定める紀州材利用計画（以下「利用計画」という。）を提出し、その承認を受けたものであること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 計画期間は、5年間であること。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 紀州材の新規分の使用材積は、1棟あたり5立方メートル以上であり、建築棟数が年間5棟以上であること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 紀州材使用材積を、利用計画書にある過去3年間の平均使用材積より、25立方メートル以上増加させものであること。</p> <p>（3）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者</p>

	イ 建築業に関して必要な許認可等未取得していない者 ウ 政党その他の政治団体 エ 宗教上の組織又は団体 オ 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でない と知事が判断する者								
II 補助事業	次に掲げる全ての要件を満たすものであること。 (1) 日常的な居住の用に供することを目的として、補助対象者により和歌山県外に新築又は増改築等された木造住宅であって、第5に規定する補助金の申し込みが受け付けられた日以降に着手するものであること。 (2) 紀州材の新規分の使用材積は、1棟あたり5立方メートル以上であり、建築棟数が年間5棟以上であること。 (3) 紀州材使用材積を、利用計画書にある過去3年間の平均使用材積より、25立方メートル以上増加させるものであること。 (4) 自社ホームページ等で紀州材のPRを計画承認後、速やかに行うこと。 (5) 木造住宅の内覧会を1回以上開催すること。 (6) 建築現場には、紀州材の文字(別に定めるデザイン等)を記載した懸垂幕等を設置すること。 (7) 事業実施年度の3月10日(その日が和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)である場合は、その前日)まで上記要件の内容が完了するものであること。 (8) 木造住宅が、建築基準法、建築基準法施行令等の建築関係法令に抵触しないものであること。								
III 補助金	(1) 年度あたりの1建築事業者の上限額は100万円とし、申請は1回のみとする。 (2) 木造住宅1棟ごとの上限額は、紀州材の新規分の使用材積に応じ、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="448 1346 1366 1632"> <thead> <tr> <th>紀州材の新規分の使用材積 (1棟あたり)</th> <th>補助金 (1棟あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5立方メートル以上 10立方メートル未満</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>10立方メートル以上 15立方メートル未満</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>15立方メートル以上</td> <td>200,000円</td> </tr> </tbody> </table>	紀州材の新規分の使用材積 (1棟あたり)	補助金 (1棟あたり)	5立方メートル以上 10立方メートル未満	60,000円	10立方メートル以上 15立方メートル未満	130,000円	15立方メートル以上	200,000円
紀州材の新規分の使用材積 (1棟あたり)	補助金 (1棟あたり)								
5立方メートル以上 10立方メートル未満	60,000円								
10立方メートル以上 15立方メートル未満	130,000円								
15立方メートル以上	200,000円								

(利用計画書の認定)

第4 補助対象者は、利用計画に関する次の書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

提出書類		様式
1	利用計画承認申請書	別記第1号様式
2	利用計画書	別記第2号様式
3	わかやま紀州材利用推進店登録証の写し	

(補助金の申込み)

第5 補助対象者は、補助事業に着手しようとする日（その日が休日の場合は、その前日）までに、次に掲げる表に定める書類を知事に提出し、承認を受けなければならない。

提出書類		様式
1	申込書	別記第3号様式
2	事業計画書	別記第4号様式
3	誓約書	別記第5号様式
4	役員名簿	別記第6号様式
5	利用計画承認書の写し	6. 7. 8はいずれかを提出
6	建築確認が必要な区域及び建物にあっては、建築基準法第6条に定める建築確認済証の写しまたは建築確認申請書（控え）の写し（第一面から第六面まで）（ただし建築主名は黒塗りすること）	
7	建築確認が必要でない区域にあっては、建築基準法第15条に定める建築工事届出書（第一面から第四面まで）の行政機関の受理印があるものの写し。ただし、行政機関の受理印がないものにあつては建築工事届の受理を証明する書類を添付すること。（ただし建築主名は黒塗りすること）	
8	契約書（ただし建築主名は黒塗りすること）の写し	
9	設計図（付近見取図、配置図及び各階平面図）の写し	

2 補助金の申込みの受付は、先着順とする。ただし、形式上の要件（記載事項に不備がなく、かつ、必要書類が添付されていること。）に適合しないと認められる申込書は受け付けないものとする。

3 申込書提出後の補助金の増額変更は、認めないものとする。

(事業の中止)

第6 補助対象者は、補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付申請)

第7 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げる表に定めるものとする。

提出書類		様式
1	実績報告書	別記第8号様式
2	紀州材認証システム実施要綱に基づく紀州材証明書の写し	
3	紀州材納品書の写し	
4	設計図（配置図及び各階平面図）の写し	
5	建築現場の写真（①施工前、②施工中（棟上げ時は必須）、③補助対象完成後、④懸垂幕等施工状況）	
6	ホームページ等での紀州材のPR実績（ホームページの印刷物等）	
7	内覧会の開催実績（案内チラシ及び実施状況の写真等）	
8	申込承認書の写し	

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8 規則第14条に規定する補助金等の額の確定は、規則第5条に規定する補助金等の交付の決定と同時に進行するものとする。

2 前項の補助金等の交付の決定及び額の確定は、紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金の交付決定及び額の確定通知書（別記第9号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(現地調査等)

第9 知事は、前条に当たり現地調査を実施することができる。この場合、補助対象者は当該調査に協力しなければならない。

(利用計画の実施状況報告)

第10 補助対象者は、利用計画にある各年度の実施状況について、次の書類より毎年3月末（その日が和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）である場合は、その前日）までに、知事に提出しなければならない。

提出書類		様式
1	利用計画実施状況報告書	別記第10号様式
2	利用計画年度別報告書	別記第11号様式

(交付の条件)

第11 規則第6条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の執行にあたっては、規則及びこの要綱の定めるところに従うこと。
- (2) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第4関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名 (法人等にあつては名称及び代表者氏名)

紀州材攻めの販路開拓支援事業「紀州材利用計画」承認申請書

年度から紀州材攻めの販路開拓支援事業を実施したいので、紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付要綱第4の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

(関係書類)

1. 紀州材利用計画書
2. わかやま紀州材利用推進店認定書 (写)

紀州材利用計画書

1. 紀州材の利用実績 (直近3年間分の実績)

実績	年度	年度	年度	計	平均
建築棟数 (棟)					
(内)紀州材(棟)					
木材使用材積 (m ³)					
(内)紀州材(m ³)					
平均木材使用材積 (m ³)					
(内)紀州材(m ³)					

※年度とは、4月から3月までの期間

※(内)紀州材欄には、紀州材を使用した棟数及び使用材積を記載

※平均木材使用材積 (m³) 欄には、1棟あたりの木材使用材積を記載

2. 紀州材の利用計画 (5年間分の計画)

計画	年度	年度	年度	年度	年度	計
建築棟数 (棟)						
(内)紀州材(棟)						
木材使用材積 (m ³)						
(内)紀州材(m ³)						
平均木材使用材積 (m ³)						
(内)紀州材(m ³)						

計画	平均
建築棟数 (棟)	
(内)紀州材(棟)	
木材使用材積 (m ³)	
(内)紀州材(m ³)	
平均木材使用材積 (m ³)	
(内)紀州材(m ³)	

第4関係

林第 号
年 月 日

住所
氏名（法人等にあっては名称及び代表者氏名）

和歌山県知事 印

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業「紀州材利用計画」承認書

年 月 日付けで提出のあった標記紀州材利用計画書の内容について承認します。

紀州材攻めの販路開拓支援事業申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業を実施したいので、紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付要綱の内容を了解の上、提出します。

（関係書類）

1. 紀州材利用計画承認書（写）
2. 事業計画書
3. 誓約書
4. 役員名簿
5. 建築確認済証等（写）
6. 建築工事届出書等（写）
7. 契約書（写）
8. 設計図（付近見取図、配置図及び各階平面図）（写）

※ 5、6、7については該当するいずれかの書類を提出すること。
また、建築主名は黒塗りし、読み取れないものとする。

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業計画書

1. 建築計画の概要

番号	工種	建築場所	着工 (年月)	木材使用材積			内覧会 (有・無)	懸垂 幕等 (有・無)	補助 金額
				(内)紀州材使用量					
				既存	新規				
1				m ³	m ³	m ³			円
2				m ³	m ³	m ³			円
3				m ³	m ³	m ³			円
4				m ³	m ³	m ³			円
5				m ³	m ³	m ³			円
6				m ³	m ³	m ³			円
7				m ³	m ³	m ³			円
8				m ³	m ³	m ³			円
9				m ³	m ³	m ³			円
計				m ³	m ³	m ³			円

- ※記載の順番は、着工順に記載すること。
- ※工種欄は、新築、増改築等のどちらかを記載すること。
- ※木材使用材積及び紀州材の材積は、整数とし、少数点以下は切り捨てとすること。
- ※既存欄の計は、利用計画書にある過去3年間の平均使用材積に相当にすること。
- ※内覧会及び懸垂幕等の計欄には実施の有無を記載すること。
- ※補助金額欄は、要綱第3のⅡ及びⅢにより算出し記載すること。
- ※記載行が不足する場合は、追加し記載すること。

2. 紀州材のPR計画

開始時期（年月）	実施内容

※実施内容欄には、自社ホームページでのPRなど、具体的なPR方法を記載すること。

3. 補助金交付申請額

補助金交付申請額(円)

- ※要綱第3のⅡ及びⅢにより算出した額の合計額を記載すること。（ただし上限額は100万円）
- ※本申込書提出後の補助金交付申請額の増額変更は認められない。
- ※1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

（該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。）

記

- 申請者は、和歌山県外に本社を有する建築事業者です。

- 申請者は、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

- 申請者は、建築基準法、建設業法、建築士法及びその他の法令に基づき営業し、必要な許認可等を取得しています。

- 申請者は、政党その他の政治団体ではありません。

- 申請者は、宗教上の組織又は団体ではありません。

- 申請者は、木造住宅の建築主に本事業の内容を説明しています。

- 申請者は、提出書類の記載事項に虚偽があった場合は、補助金を一括返還します。

年 月 日

（申請者の記名）

社名・団体名

代表者（職）氏名

役員名簿

社名・団体名： _____ ※該当する年号を○で囲んでください。

役職名	(ふりがな) 氏名	住 所	生 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日
			大・昭・平 年 月 日

※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

※ 収集した個人情報については、「紀州材攻めの販路開拓支援事業」についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、本県が必要と認める場合は、本役員名簿を警察当局へ照会します。

第5 関係

林第 号
年 月 日

住所
氏名（法人等にあっては名称及び代表者氏名）

和歌山県知事 印

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業「申込」承認書

年 月 日付で提出のあった標記事業の実施を承認します。

別記第7号様式（第6関係）

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認のあつた 年度紀州材攻めの販路開拓支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付要綱第6の規定により申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 中止（廃止）後の措置

和歌山県知事 様

住所

氏名（法人等にあつては名称及び代表者氏名）

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、補助金 円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

（補助金の振込先口座）

※申請者名義の口座とすること。

- 銀行名・支店名：
- 口座種別：
- 口座番号：
- （フリガナ）：
- 口座名義人：

※通帳の写し（上記の内容が全て確認できるページ）を添付すること。

（関係書類）

※補助金の交付申請に添付が必要な書類

1. 実績報告書（別記第8号様式）
2. 紀州材認証システム実施要綱に基づく紀州材証明書（写）
3. 紀州材納品書（写）
4. 設計図（配置図及び各階平面図）（写）
5. 写真（①施工前、②施工中（棟上げ時は必須）、③補助対象完成後、④懸垂幕等施工状況）
6. 自社ホームページ等での紀州材のPR実績（PR実績がわかる印刷部等）
7. 内覧会の開催実績（案内チラシ及び実施状況の写真等）
8. 申込承認書（写）

※2, 3, 4, 5については、補助対象とする建築現場ごとに整理し提出すること。

※紀州材証明書は、紀州材が紀州材証明者から建築事業者に達するまでの取引において、複数者が関与する場合は、その取引ごとに原本証明（印鑑不要）したものとする。

※和歌山県が、紀州材の普及に繋がると判断した場合には、その普及活動に設計図面や写真等を使用することができる。

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業実績報告書

1. 建築計画の概要

番号	工種	建築場所	完成 (年月)	木材使用材積			内覧会 (有・無)	懸垂 幕等 (有・無)	補助 金額
				(内)紀州材使用量					
				既存	新規				
1				m ³	m ³	m ³			円
2				m ³	m ³	m ³			円
3				m ³	m ³	m ³			円
4				m ³	m ³	m ³			円
5				m ³	m ³	m ³			円
6				m ³	m ³	m ³			円
7				m ³	m ³	m ³			円
8				m ³	m ³	m ³			円
9				m ³	m ³	m ³			円
計				m ³	m ³	m ³			円

- ※記載の順番は、完成順に記載すること。
- ※工種欄は、新築、増改築等のどちらかを記載すること。
- ※木材使用材積及び紀州材の材積は、整数とし、少数点以下は切り捨てとすること。
- ※既存欄の計は、利用計画書にある過去3年間の平均使用材積に相当すること。
- ※内覧会及び懸垂幕等の計欄には実施の有無を記載すること。
- ※補助金額欄は、要綱第3のII及びIIIにより算出し記載すること。
- ※記載行が不足する場合は、追加し記載すること。

2. 紀州材のPR計画

開始時期（年月）	実施内容

※実施内容欄には、自社ホームページでのPRなど、具体的なPR方法を記載すること。

3. 補助金交付申請額

補助金交付申請額(円)

- ※要綱第3のII及びIIIにより算出した額の合計額を記載すること。（ただし上限は100万円）
- ※本申込書提出後の補助金交付申請額の増額変更は認められない。
- ※1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てること。

林第 号
令和 年 月 日

様

和歌山県知事

印

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金の交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで提出のあった紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付申請について、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号）第5条及び第14条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定及び額の確定をしましたので通知します。

記

1. 補助金の交付決定及び額の確定額

金	円
---	---

2. 補助金の交付条件

- (1) 補助事業の執行にあたっては、規則及びこの要綱の定めるところに従うこと。
- (2) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

別記第10号様式(第10関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名 (法人等にあつては名称及び代表者氏名)

紀州材攻めの販路開拓支援事業「紀州材利用計画」実施状況報告書

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業紀州材利用計画の実施状況について、紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付要綱第10の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

(関係書類)

1. 紀州材利用計画年度別報告書

紀州材利用計画年度別報告書

1. 紀州材利用実績（1年目）

年度	計画	実績
建築棟数（棟）		
（内）紀州材（棟）		
木材使用材積（ m^3 ）		
（内）紀州材（ m^3 ）		
平均木材使用材積（ m^3 ）		
（内）紀州材（ m^3 ）		

2. 紀州材利用実績（2年目）

年度	計画	実績
建築棟数（棟）		
（内）紀州材（棟）		
木材使用材積（ m^3 ）		
（内）紀州材（ m^3 ）		
平均木材使用材積（ m^3 ）		
（内）紀州材（ m^3 ）		

3. 紀州材利用実績（3年目）

年度	計画	実績
建築棟数（棟）		
（内）紀州材（棟）		
木材使用材積（ m^3 ）		
（内）紀州材（ m^3 ）		
平均木材使用材積（ m^3 ）		
（内）紀州材（ m^3 ）		

4. 紀州材利用実績（4年目）

年度	計画	実績
建築棟数（棟）		
（内）紀州材（棟）		
木材使用材積（ m^3 ）		
（内）紀州材（ m^3 ）		
平均木材使用材積（ m^3 ）		
（内）紀州材（ m^3 ）		

5. 紀州材利用実績（5年目）

年度	計画	実績
建築棟数（棟）		
（内）紀州材（棟）		
木材使用材積（ m^3 ）		
（内）紀州材（ m^3 ）		
平均木材使用材積（ m^3 ）		
（内）紀州材（ m^3 ）		

規則第16条関係

年度紀州材攻めの販路開拓支援事業補助金交付請求書

金 円他

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった紀州材攻めの販路
開拓支援事業について、和歌山県補助金等交付規則第16条の規定により上記のとおり請求します。

年 月 日

和歌山県知事 様

(請求者)
住所
氏名 (法人等にあたっては名称及び代表者氏名)